

地域の成長発展の基盤強化のための 固定資産税の課税免除

令和6年4月
スタート

地域の特性を活用して地域経済を牽引する事業を支援します



設備更新・新規投資



事業拡大・生産性向上



地域経済に貢献

投資
規模

1億円以上
農林漁業及びその関連業種は
5,000万円超

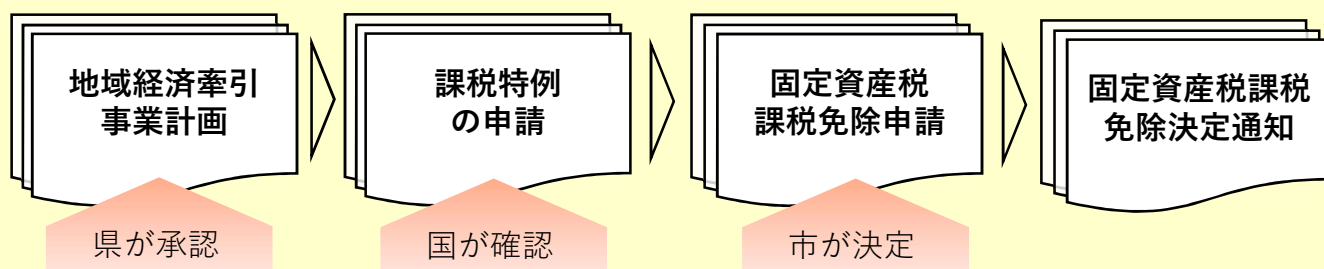
対象
資産

土地・家屋・構築物

免除
期間

3年間

手続きの流れ



項 目	内 容
1.対象者	以下の要件を満たした事業者 ・ 地域経済牽引事業計画承認 ・ 国（主務大臣）の課税特例確認
2.免除期間	新規課税対象となる最初の年度以降3年間
3.対象資産	○家屋・構築物 基本計画同意日（平成29年12月22日）から令和7年3月31日（※）までに設置した地域経済牽引事業計画の対象施設の用に供するもの ※総務省令の規定による ○土地 上記の家屋又は構築物の敷地であるもの（平成29年12月22日以後に取得したものに限り、かつ取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。）
4.適用要件	・ 投下固定資産額 1 億円以上の土地・家屋・構築物 （農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上）

詳しくは、企業立地課担当者にご確認ください

長野市 経済産業振興部 企業立地課

電話：026-224-6751 / E-mail：kigyouritti@city.nagano.lg.jp